

重要事項説明書

- 1 事業所名 ひなたぼっこ
- 2 代表者名 理事長 笛木 敬介
- 3 所在地 住所 : 〒370-0871 高崎市上豊岡町 827-1
TEL : 027-340-7123
FAX : 027-340-7118
- 4 事業の目的及び運営方針
事業所の介護支援専門員が、介護が必要な状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援及び介護予防支援を提供することを目的としております。
利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮致します。
利用者の意思及び人権を尊重し、利用者に提供される介護サービス事業及び介護予防サービス事業等が、特定の種類、又は特定のサービス事業者に偏することのないよう公正中立に行います。
(利用者は、介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書(以下「ケアプラン」という)原案に位置づけた居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。)
- 5 職員の職種、員数及び職務内容
介護支援専門員 1 名以上(常勤)で指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたります。
介護支援専門員の質的向上を図るため、採用後1ヶ月以内に1回、その後年3回の継続研修を行います。
- 6 営業日及び営業時間
営業日:月曜日から金曜日(国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとします。
電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっております。
- 7 指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法及び内容
提供方法:利用者から相談を受ける場所は、利用者の指定する場所又は事業所内の相談室といたします。
使用する課題分析表はひなたぼっこ独自のものとします。
介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及

び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとします。

内 容：ケアプランの作成・居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等との連絡調整・介護保険施設への紹介・利用者に対する相談援助業務・その他利用者に対する便宜の提供を行います。

8 通常の事業の実施地域

高崎市と致します。

9 秘密の保持

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、ご本人の同意又はご家族の同意を得ることなく個人情報の提供は行いません。また、従業者でなくなった後においても、同様に保持いたします。

ただし 契約書別紙で同意をいただくことになるケアプラン作成時等のサービス担当者会議等において必要な範囲でご本人及びご家族の情報を用いる場合がございます。

10 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供を行いますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故拡大の防止・再発生の防止・損害賠償など必要な措置を講じます。

11 苦情処理の体制

利用者からの相談又は苦情、ハラスメント等に対する常設窓口は下記の通りです。

(1) 担当者 ひなたぼっこ 木暮 美紀 (Tel) 340-7123

あけぼの苑高崎 寺田 悟志 (Tel) 343-2253

担当者が不在の場合でも対応できる体制をとっております。

高崎市介護保険担当課 (Tel) 027-321-1111

群馬県健康福祉部 (Tel) 027-226-2561

国民健康保険団体連合会 (Tel) 027-290-1323

(2) 当事業所のサービスに対して苦情やハラスメントの訴えがあった場合には、円滑かつ迅速に苦情処理を行うために、直ちに担当の介護支援専門員から事情を聞き、具体的に対応いたします。

(3) 当事業所で提供したケアプランに基づく、居宅サービス事業者への苦情についても直ちに、担当の介護支援専門員が相手側に連絡をとり、対応いたします。

(4) 利用者の希望を最大限尊重し、ケアプランの見直し、および改善を行います。

(5) ハラスメント対策について

① 当事業所は、職場におけるハラスメント行為の防止に取組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。このような行為を防止することは、利用

者に、より良いサービスを継続して利用していただけることにもつながります。

- ② 利用者およびその家族が当事業所の職員に対して行う、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）・精神的暴力（尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）については、事実確認のうえ、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

1.2 高齢者虐待防止の取り組み

- (1) 当事業所では、高齢者虐待防止の取り組みについて、併設の介護老人保健施設あけぼの苑高崎虐待防止委員会と共同で対応マニュアルを定めるものとします。
- (2) 当事業所では、高齢者虐待防止に向けた職員研修を実施しています。
- (3) 当事業所では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているかいないかに関わらず速やかに市町村に通報します。

1.3 第三者評価の有無

第三者評価はありません。